

電気契約種別定義書

エネワン 500 プラン

沖縄電力エリア【低圧】

令和6年9月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用	1
2	実施期日	1
3	本定義書の変更	1
4	定義	1
5	単位および端数処理	1
6	電灯需要	1
7	日割計算	2
8	その他	2
	別表	3

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015，以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

沖縄電力株式会社の供給区域	沖縄県
---------------	-----

2 実施期日

本定義書は、令和 6 年 9 月 1 日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 電灯需要

エネワン 500 プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- ロ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、口の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	22,330 円 00 銭
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	46 円 31 銭

(5) その他

変圧器等を介して、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 日割計算

(1) 当社は、供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、供給約款 21（日割計算）にかかわらず、次により料金を算定いたします。

イ 定額料金は、別表（エネワン 500 プランの日割計算式）(1)イおよびロにより日割計算いたします。

ロ 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

8 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表

エネワン 500 プランの日割計算式

(1) エネワン 500 プランの日割計算式は、次のとおりといたします。

イ 定額料金の日割計算

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 定額料金を適用する電力量区分の日割計算

$$\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、イにより算定された定額料金が適用される電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。定額料金適用電力量をこえる電力量は、従量料金を適用いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ 供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3) 供給約款 19（使用電力量の算定）(5)の場合に、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イおよびロにいう暦日数は、(2)に準ずるものといたします。